

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険とは労働保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

未手続の事業主はお早めに加入手続きを！

労災保険とは

- ◆ 労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

- ◆ 雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。



社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく、会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが、**経営者の義務であり責任**です。



私たちが労働保険入ってるよね!!



[※労働保険の成立手続についてはこちらへ](#)

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。

